

山口県スポーツ推進計画

改定版

平成30年（2018年）11月

山 口 県

はじめに

「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」をめざして

スポーツは、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進のみならず、人々に大きな夢や感動を与え、地域の一体感や活力を醸成し、人や地域の交流を促進するなど、様々な力を有しています。

県では、平成25年3月に「山口県スポーツ推進計画」を策定し、県民誰もが一人ひとりの年齢や体力、関心等に応じ、「する」「みる」「ささえる」それぞれの立場から、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう様々な取組を進めており、スポーツ実施率の向上や「我がまちスポーツ」の取組を通じた地域の活性化など、その成果も着実に上がっているところです。



この間、国においては、平成27年にスポーツ庁が設置され、スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する体制が整備されるとともに、平成29年には「第2期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ参画人口の拡大やスポーツを通じた地域活性化など、スポーツ立国の実現に向けた方向性が示されました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界大会等の開催を契機とし、スポーツに対する関心がこれまでになく大きく高まってきています。

私は、こうしたスポーツを取り巻く環境の変化や関心の高まりを好機と捉え、スポーツの振興はもとより、スポーツのもつ多様な力を活用した観光・交流施策との一体的な推進により、本県の新しい未来を切り拓く「3つの維新」を力強く進めていきたいと考えており、このたび、スポーツを取り巻く環境の変化や計画の進捗状況・課題を踏まえ、本県スポーツ振興の基本方針である「山口県スポーツ推進計画」の改定を行いました。

今年、明治改元から150年という山口県にとっても大きな節目の年です。

明治維新を成し遂げた郷土の先人達の「志」や「行動力」をしっかりと受け継ぎ、「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向け、スポーツの推進に全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成30年（2018年）11月

山口県知事 村岡嗣政

目次

はじめに

第1章 計画改定の基本的考え方

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	2

第2章 計画改定の背景

1 スポーツを取り巻く環境の変化	3
2 計画（目標）の進捗状況・課題	5

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念	9
2 基本方針	9
3 施策体系	10

第4章 施策推進の方向

I 生涯スポーツの推進	11
II 競技水準の向上	20
III 人材の育成	26
IV 交流人口の拡大と地域の活性化	30

第5章 計画の推進体制

1 スポーツ施策の全庁的な推進	35
2 県民運動の推進	35
3 市町との連携による推進	35
4 スポーツ関係団体との連携	35

<参考資料>

○用語解説	37
○（資料1）山口県スポーツ推進条例	40
○（資料2）山口県スポーツ推進審議会	44

第1章 計画改定の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

○本県では、「おいでませ！山口国体・山口大会」の開催を契機として高まった競技力やスポーツに対する関心の高まりなどを、本県の貴重な財産として次代に継承・発展させるため、2012（平成24）年3月に、今後のスポーツ推進の指針となる基本理念や基本的施策を定めた「山口県スポーツ推進条例（以下「推進条例」という。）を制定しました。

○さらに、2013（平成25）年3月には、スポーツ基本法（2011（平成23）年6月公布）や国のスポーツ基本計画（2012（平成24）年3月制定）、推進条例の理念に沿って、「山口県スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの推進に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。



○こうした中、国内では、ラグビーワールドカップ2019™日本大会や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）等を契機として、スポーツへの関心が非常に高まっており、国においても、スポーツの振興その他スポーツに関する施策の総合的な推進を図るため、スポーツ庁が創設（2015（平成27）年10月）され、また、国のスポーツ施策の方向性を示す指針となる「第2期スポーツ基本計画」が策定（2017（平成29）年3月）されたところです。

○また、県では、2016（平成28）年4月に、多様な交流促進施策を一体的かつ強力で推進するための組織として、「観光スポーツ文化部」を創設したところであり、東京2020大会をはじめとした世界大会等の開催を契機とした交流の促進や、サイクル県やまぐちProjectの推進による新たな魅力の創出、本県を拠点に活躍するトップスポーツクラブ（レノファ山口FCやACT SAIKYOなど）と連携した取組の促進など、県内のスポーツ振興はもちろん、交流人口の拡大や地域活性化に向けたさまざまな施策を展開しているところです。

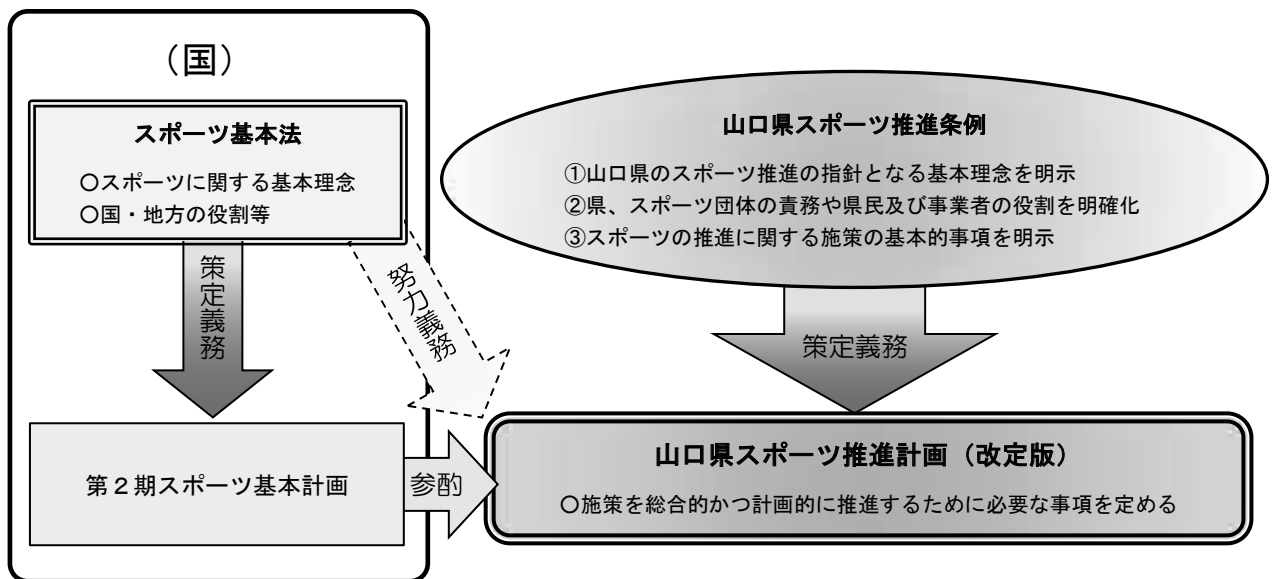
○こうしたスポーツを取り巻く環境の変化を好機と捉え、スポーツを通じたさまざまな取組を県の振興・発展につなげていくことが重要であり、こうした環境の変化に的確に対応するとともに、これまでの計画（目標）の進捗状況や課題等を踏まえ、必要な見直しを行います。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

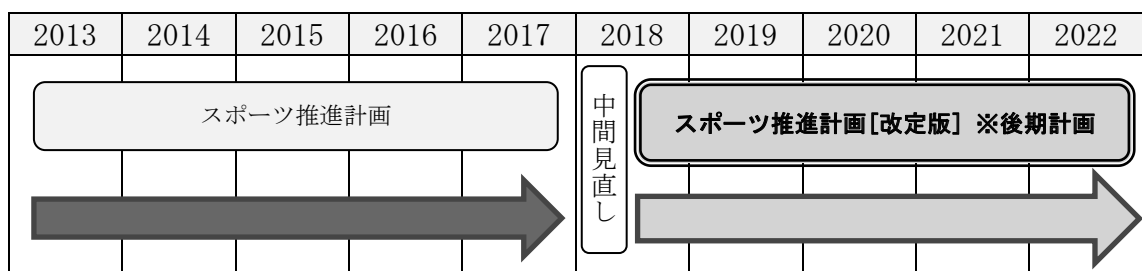
本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく地方スポーツ推進計画及び推進条例第7条の規定に基づく推進計画として位置付けられる計画であり、今後の本県のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項その他必要な事項を定めるものです。

また、「やまぐち維新プラン」の分野別計画として位置付けます。



(2) 計画の期間

本計画は、2013年度から2022年度までの10年間を計画期間としており、今回の改定計画については2018年度から2022年度までの後期計画として位置付けます。なお、社会情勢の変化等により、計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合は、「山口県スポーツ推進審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。



第2章 計画改定の背景

1 スポーツを取り巻く環境の変化

国の動向

(1) 東京2020大会をはじめとした世界大会等の開催

2016（平成28）年8月に開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会や2018（平成30）年2月に開催された平昌オリンピック・パラリンピック競技大会では、多くの日本代表選手が活躍し、日本中に大きな夢と感動を与えてくれました。

ラグビーワールドカップ2019™日本大会や東京2020大会の開催に向けたさまざまな取組も本格化し、スポーツへの関心がこれまでになく、大きく高まっています。

(2) スポーツ庁の創設

スポーツ基本法の理念である「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、2015（平成27）年10月に、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が創設され、これまでのスポーツ振興に加え、他省庁と連携した多様な施策（健康増進、障害者スポーツ、地域活性化や競技力向上等）を展開し、スポーツ行政の総合的な推進を図ることとされました。

(3) 第2期スポーツ基本計画の策定

2017（平成29）年3月に、国において、2017年度から2021年度の5年間ににおけるスポーツ立国を目指す上での重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」が策定され、中長期的なスポーツ政策の基本方針や、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策等が示されました。



出展：スポーツ庁ホームページ

URL：<http://www.mext.go.jp/sports/>

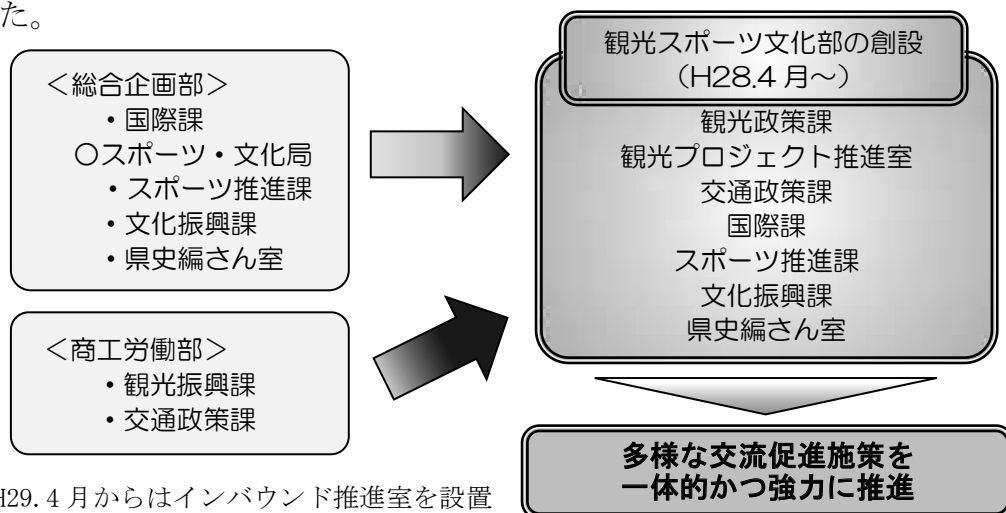
県の動向

(1) 観光スポーツ文化部の設置

2016（平成28）年4月に組織体制を再編し、多様な交流促進施策を一体的かつ強力に推進するための組織として、「観光スポーツ文化部」を創設しました。



[観光地を巡るサイクリング]



*H29.4月からはインバウンド推進室を設置

(2) 交流人口の拡大と地域の活性化に向けた取組の推進

東京2020大会をはじめとした世界大会等の開催に伴うキャンプ地誘致の促進や「サイクル県やまぐちProject」の推進による新たな魅力の創出、本県を拠点に活躍するトップスポーツクラブ（レノファ山口FCやACT SAIKYO等）と連携した取組の促進など、スポーツの振興のみならず、交流人口の拡大や地域活性化に向けたさまざまな施策を展開しています。



[サイクル県やまぐち/シンボルイベント（プロツアー等）の開催]

2 計画（目標）の進捗状況・課題

（1）計画の進捗状況

○計画における『生涯スポーツの推進』、『人材の育成』、『地域の活性化』に係る取組については、目標の達成に向け、概ね順調に推移しています。

<現行計画（目標）の進捗状況>

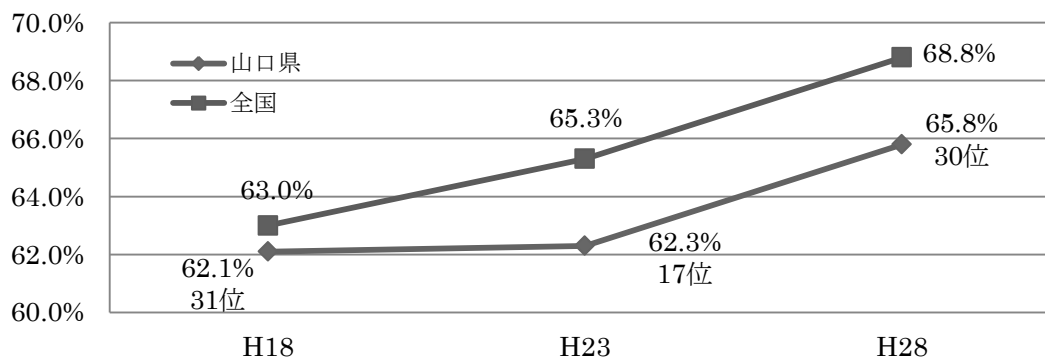
目 標	計画策定時	現状値	目標値 (2022年)
① <u>生涯スポーツの推進</u> 県民のスポーツ実施率	2011年 62.3% (全国 17位)	2016年 65.8% (全国 30位)	全国トップレベルを目指す
② <u>競技水準の向上</u> 国民体育大会総合成績	2012年 15位	2017年 40位	10位台の維持・定着
③ <u>人材の育成</u> 週3回以上運動やスポーツをした児童(小5)の割合*	2010年 男子 67.0%(9位) 女子 40.0%(11位) (男子/全国 19位) (女子/全国 11位)	2016年 男子 632.84分(12位) 女子 437.20分(13位) (男子/全国 12位) (女子/全国 13位)	全国トップレベルを目指す
④ <u>地域の活性化</u> 「我がまちスポーツ」の取組への参加者数	2012年 65,000人	2017年 約 92,800人	100,000人

※スポーツ実施率の上位は ①東京都(75.7%) ②埼玉県(72.6%) ③神奈川県(72.4%)

※「週3回以上運動やスポーツをした児童(小5)の割合」については、2014(平成26)年に国の調査内容が総時間数に変更となったため、全国比較が可能な変更後の項目で記載

○「県民のスポーツ実施率(過去1年間)」は、62.3%(2011(平成23)年度)から65.8%(2016(平成28)年度)と3.5ポイント上昇する一方で、全国順位は17位から30位に下降しており、全国に比べ伸び率が低い状況にあります。

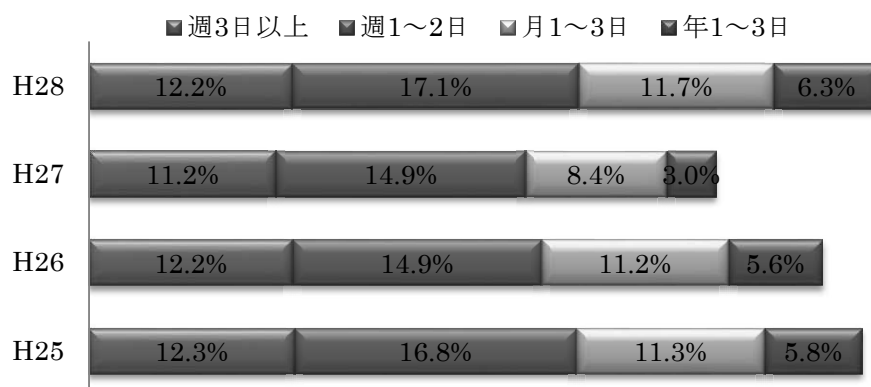
<スポーツ行動者率(過去1年間にスポーツ活動を行った人の割合)>



出展：総務省統計局 社会生活基本調査

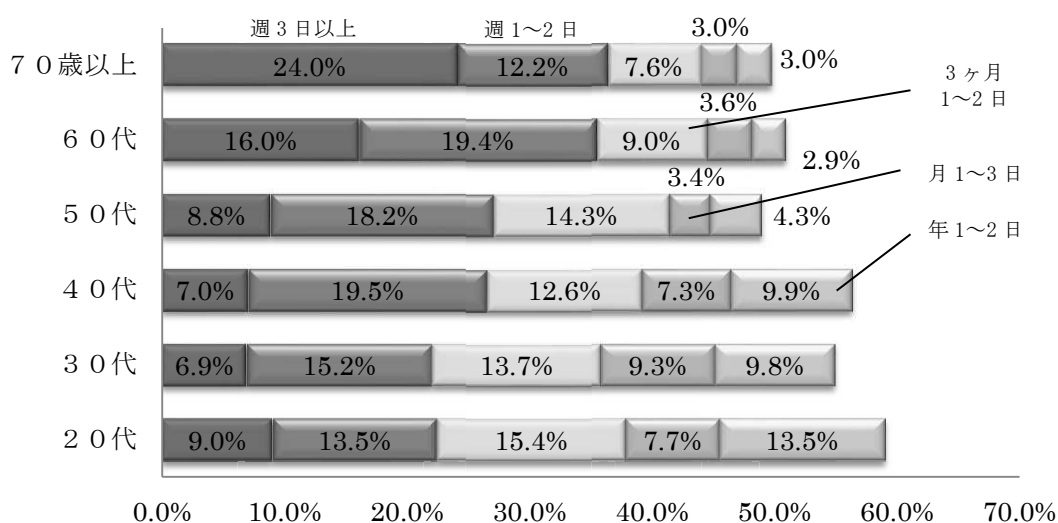
○また、県民の週1回以上のスポーツ実施率については29.3%（2016（平成28）年度県政世論調査結果）と、県民のおよそ3人に1人に止まっており、スポーツ活動の裾野の拡大と定着・習慣化に向けた取組の促進が必要です。

<スポーツ実施頻度>



出展：山口県 県政世論調査

<スポーツ実施頻度（H28年度／年齢別）>



出展：山口県 県政世論調査

○『競技水準の向上』について、目標の「国民体育大会総合成績」は、2015（平成27）年度以降順位が下がっており、競技力向上に向けた取組の強化が必要です。

<国民体育大会総合成績>

年度	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)
開催地	東京都	長崎県	和歌山県	岩手県	愛媛県
順位	32位	22位	28位	29位	40位

(2) 新たに取り組むべき課題

スポーツを取り巻く環境の変化や、これまでの取組から明確となった課題等を踏まえ、次の事項について重点的な取組を推進します。

①『スポーツを取り巻く環境の変化』を踏まえた取組の推進

◇国の第2期スポーツ基本計画を踏まえた取組の推進

- ・スポーツ参画人口の拡大、共生社会等の実現、経済・地域の活性化等

◇東京2020大会等の世界大会に係る取組の推進と成果の継承・発展

- ・スポーツ活動への参加気運の醸成、キャンプ地誘致による交流人口の拡大や地域活性化、国際交流の促進等

◇スポーツツーリズムなど観光・文化・スポーツ等の交流施策の一体的な推進

◇「サイクル県やまぐち Project」の推進による新たな魅力の創出

- ・シンボルイベントの開催やサイクルスポーツ環境の整備等

◇トップスポーツクラブと連携した取組の促進

- ・トップアスリートとの交流を通じたスポーツ活動への参加促進や競技力の向上、公式戦の開催等を通じた交流人口の拡大や地域活性化の促進等

②『計画（目標）の進捗状況・課題』を踏まえた取組の推進

◇「スポーツ実施率」の更なる向上に向けた「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動への参加促進

- ・「働く世代」や「子育て世代」など、スポーツ実施率が低い世代をターゲットとした取組の促進（気軽にできる運動（体操や徒歩・自転車による通勤等）の啓発、親子で参加できるスポーツレクリエーション活動等の参加機会の拡大等）
- ・地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境の更なる充実（総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）等、地域スポーツ推進拠点の拡大と充実、地域スポーツを支える人材の育成等）

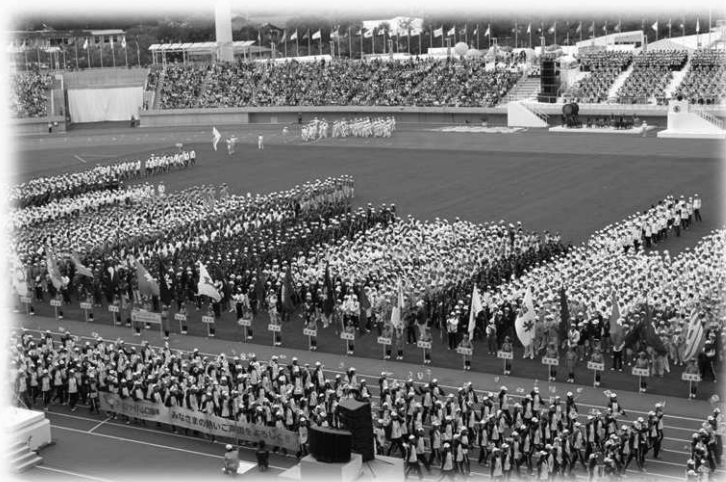
◇競技力の向上に向けた取組の強化

- ・有望競技種別の重点強化、ジュニアアスリートの強化、優秀な指導者の養成・確保やスポーツ医・科学の徹底活用（ケガの予防）等

第66回 国民体育大会・第11回 全国障害者スポーツ大会**「おいでませ！山口国体・山口大会」**

○東日本大震災復興支援第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」では、「君の一生けんめいに会いたい」のスローガンのもと、正式競技37競技、公開競技1競技、デモンストレーションとしてのスポーツ行事19行事が、2011（平成23）年10月1日から11日までの11日間にわたり（会期前競技は9月7日から15日まで）、県内19市町及び県外2市町において開催されました。

○また、東日本大震災復興支援第11回全国障害者スポーツ大会「おいでませ！山口大会」では、正式競技13競技、オープン競技1競技が、2011（平成23）年10月22日から24日の3日間にわたり、県内8市において開催されました。



○両大会において、県内各地で花いっぱい運動や子どもたちのアイデアを活かしたおもてなしの取組に約39万人もの人々が参加するなど、「山口のおもてなしの心」を余すことなく伝えることができ、また、本県は、県民の熱烈な応援を得た本県選手団の大活躍により、「おいでませ！山口国体」においては、県民悲願の天皇杯を獲得し、「おいでませ！山口大会」では、172個のメダルを獲得するという過去最高の素晴らしい成績を残すなど、県民総参加の夢と感動にあふれる大会となりました。



第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念（目指す姿）

「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現

スポーツのもつ多様な力を様々な分野で活用しながら、スポーツの振興はもとより、交流人口の拡大や地域活性化に向けたさまざまな施策を推進し、「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現を目指します。

2 基本方針

本計画は2013年度から2022年度（10年間）を期間とする長期計画であり、これまでの計画に基づく取組により、生涯スポーツの推進や人材の育成、地域の活性化など、着実に成果が上がっていること、また、国の第2期スポーツ基本計画に示された施策の方向性に沿った内容となっていることから、基本理念として示した目指すべき姿の実現に向け、これまでの4つの基本方針を継承し、様々なスポーツ推進施策を計画的かつ総合的に展開していきます。

I 生涯スポーツの推進

県民誰もが一人ひとりの年齢、体力、関心や適性等に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画できるよう、スポーツ活動への参加の促進や地域スポーツ推進拠点の整備、健康及び体力の保持増進、障害者スポーツの推進に取り組みます。

II 競技水準の向上

トップレベルの選手の育成に向けて、中・長期的な視点に立ち、次世代アスリートの発掘・育成を含め、計画的な選手・指導者の育成等に取り組みます。また、優秀なスポーツ選手や指導者等の持つ能力を地域で活用することにより、競技水準のレベルアップやスポーツの裾野の拡大を図ります。

III 人材の育成

将来を担う人材を育成するため、スポーツ活動を通じて、心身の成長過程にある子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるための健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を築くことができるよう、子どもたちの体力の向上・豊かな人間性のかん養や、学校体育の充実を図ります。また、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人材の育成を図ります。

IV 交流人口の拡大と地域の活性化

地域の資源や特性を活かし、スポーツのもつ多様な力を様々な分野で活用しながら、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取組を促進します。また、県民が主体となったスポーツ推進活動の促進を図ります。

3 施策体系

I 生涯スポーツの推進

- 1 スポーツ活動への参加の促進
- 2 地域スポーツ推進拠点の整備
- 3 健康及び体力の保持増進
- 4 障害者スポーツの推進

II 競技水準の向上

- 1 スポーツ選手・指導者の計画的な育成・強化
- 2 競技環境の整備
- 3 スポーツ医・科学の活用
- 4 クリーンでフェアなスポーツの推進

III 人材の育成

- 1 将来を担う人材の育成
- 2 スポーツを支える人材の育成

IV 交流人口の拡大と地域の活性化

- 1 スポーツを通じた交流人口の拡大と地域の活性化
- 2 施設や設備の充実と利用促進
- 3 県民運動の推進

第4章 施策推進の方向

基本方針Ⅰ 生涯スポーツの推進

【将来像】

県民誰もが、ライフステージを通じて、それぞれの体力や関心、適性等に応じて主体的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画しており、スポーツが県民の日々の暮らしに定着しています。

【目 標】

項 目	現状値	目標値（2022）
◇県民のスポーツ実施率（年1回以上）	65.8% (2016)	全国トップレベルを目指す
◇県民のスポーツ実施率（週1回以上）	29.3% (2016)	65.0%

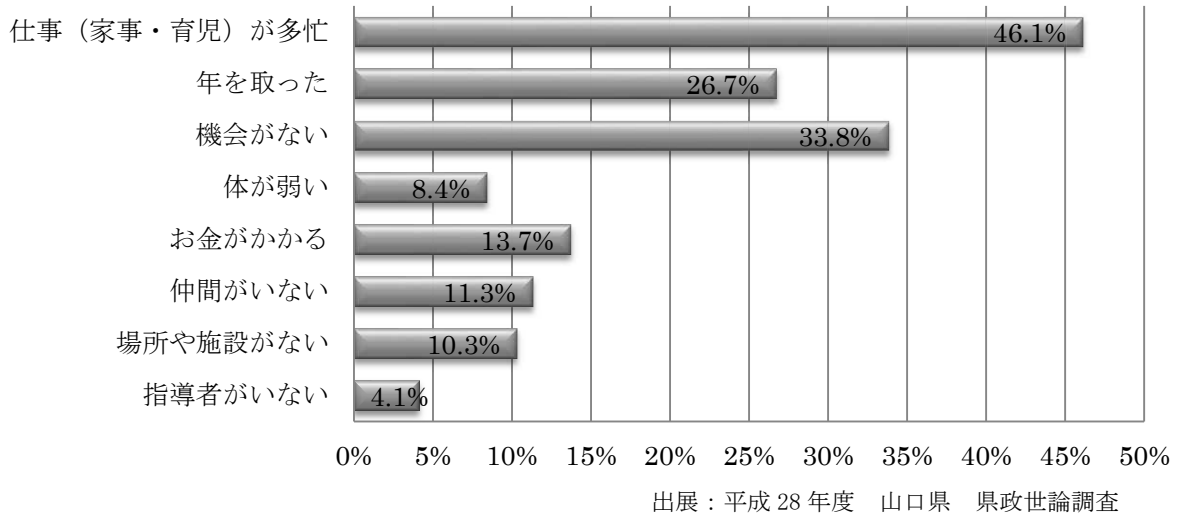
1 スポーツ活動への参加の促進

現状と課題

- 国の社会生活基本調査（2016（平成28）年）によると、過去1年間にスポーツを実施した県民の割合は65.8%となっており、前回調査（2011（平成23）年：62.3%）に比べ、スポーツに取り組む県民の割合が増加しています。
- 一方で、全国順位については17位から30位（全国平均68.8%）に順位を下げっており、また、県民の週1回以上のスポーツ実施率（2016（平成28）年県政世論調査結果）はおよそ3人に1人（29.3%）に止まっていることから、スポーツ活動の定着・習慣化に向けたスポーツ活動への参加機会の確保や地域におけるスポーツ活動の拠点づくり等に取り組んでいくことが必要です。
- また、県政世論調査（2016（平成28）年）によると、「スポーツを実施していない」とした県民の割合は45.5%と約半数にのぼっており、こうした県民のスポーツへの関心を喚起し、それぞれの適性等に応じたスポーツ活動への参加意欲を高めていくことが必要です。

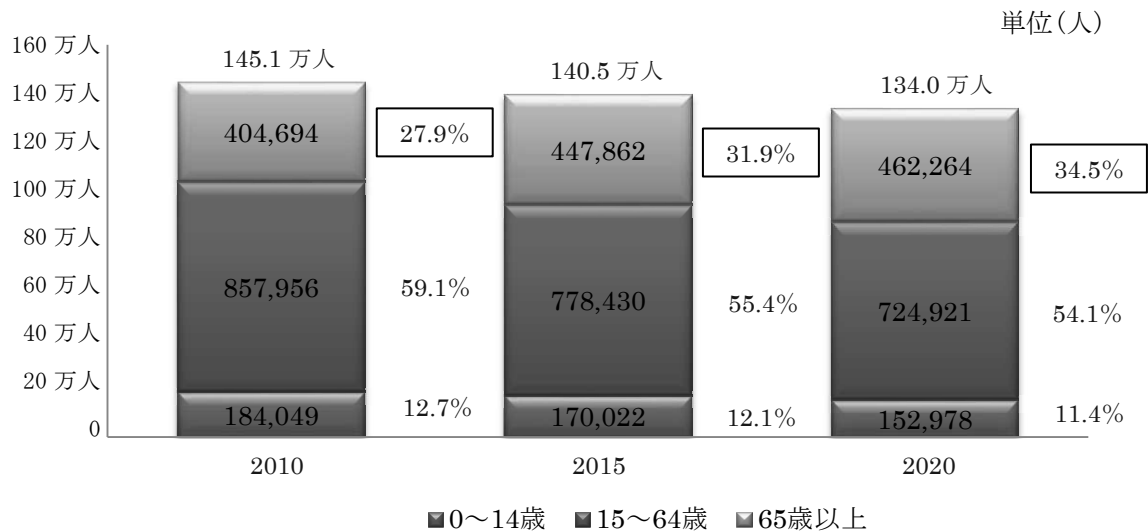
○特に、同調査では、スポーツをしなかった理由として、「仕事(家事・育児)が多忙」(46.1%)、「機会がない」(33.8%)等が上位となっており、特にスポーツ活動への参加が低い「働く世代」や「子育て世代」のスポーツ活動への参加促進に向け、身近な地域で気軽にスポーツ活動に参加できる環境を整えていく必要があります。

<スポーツを行わなかった理由>



○本県では高齢化が進展しており、体力づくり・健康づくりを含め、関係機関・団体等と連携を図りながら、高齢者の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動への参加促進に向けた取組を進めていく必要があります。

<山口県の人口>



出典 ・国勢調査(H22、H27)
 ・国立社会保障・人口問題研究所 推計人口(H32)

取組の方向

スポーツ活動の機会の充実

○誰もがスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できるよう、ライフスタイルやニーズ等に応じて、気軽に参加・体験・観戦できるスポーツイベントの誘致・開催に取り組むとともに、市町やスポーツ関係団体によるスポーツイベントの開催を促進します。また、一般社団法人山口県レクリエーション協会（以下「県レクリエーション協会」という。）等の関係団体と連携し、健康づくり等も含めたスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。



[スポーツイベントの様子]

○「働く世代」「子育て世代」など、スポーツ活動への参加が低調な世代がスポーツ活動に参加できるよう、気軽に取り組める体操や通勤・買い物等を利用した運動の啓発、親子・家族で参加できるスポーツ・レクリエーションイベントの開催など、参加機会の拡大を図ります。



[家族で参加できるスポーツイベント]

○友人やグループで、また、親子で参加できるスポーツイベントの開催やクラブ活動の実施など、総合型クラブや地域のスポーツクラブ等と連携を図りながら、男女を問わずスポーツ活動へ参画できるよう機会の充実を図ります。

○高齢者が体力や適性にあわせて、また、ニーズに応じて積極的にスポーツ活動へ参画できるよう、県レクリエーション協会や総合型クラブ等と連携を図りながら、スポーツイベント・教室の開催など、気軽にスポーツに取り組める機会の充実を図ります。

○2015（平成27）年度に本県で開催した第28回全国健康福祉祭（ねんりんピックおいでませ！山口2015）の成果を継承発展させ、高齢者の健康づくりや社会参加の促進を図るため、県健康福祉祭（ねんりんピック山口）を開催します。またスポーツ観戦やスポーツボランティアへの参加など、高齢者のスポーツ活動への積極的な参加を促進します。

○障害のある人の自立と社会参加、交流の促進を図るため、キラリンピック等の開催や、各種スポーツ大会への参加機会の拡大に努めます。

スポーツ活動への積極的参加に向けた普及・啓発

○スポーツに対する関心と理解を深め、スポーツ活動への「する」「みる」「ささえる」立場からの積極的な参加を促進するため、県の「スポーツ情報ナビ」や広報媒体、またイベント等でのPRなど、さまざまな機会を活用し、スポーツに関する情報の積極的な発信に努めるとともに、地域や学校、事業所、競技団体等の関係団体と連携を図りながら、スポーツ活動への参加意欲の高揚等に向けた取組を推進します。



[スポーツ情報ナビ]

○東京2020大会をはじめとした世界大会等の開催を契機に、県内でキャンプを実施した参加国やトップアスリート等との交流を通じ、スポーツ活動への参加機運の醸成を図ります。

○スポーツに対する興味・関心や理解を深めることができるよう、「サイクル県やまぐちProject」を通じた新たな魅力の創出など、スポーツツーリズムの推進に取り組むとともに、トップスポーツクラブと連携を図りながら、トップアスリートとの交流イベントやスポーツ教室等の開催を促進します。

○地域におけるスポーツ推進の中核的な役割を担うスポーツ推進委員と連携を図りながら、スポーツイベントの企画・運営やスポーツ関係情報の提供等を推進します。また、生涯スポーツ推進センターによるスポーツへの参加促進に向けたイベントの開催支援やスポーツ情報の提供等に取り組みます。

「スポーツの範囲」

○本計画では、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するもの（競技スポーツなど）だけでなく、健康維持や仲間との交流等多様な目的で行うもの、例えば、散歩や体操、サイクリング、ウォーキングやレクリエーション活動、また、健康づくり等を目的とした徒歩や自転車での通勤など、スポーツを幅広い身体活動も含むものとして捉え、より多くの県民の皆さんに様々なスポーツに親しんでいただくことを目標に取り組んでいきます。

「スポーツへの関わり方」

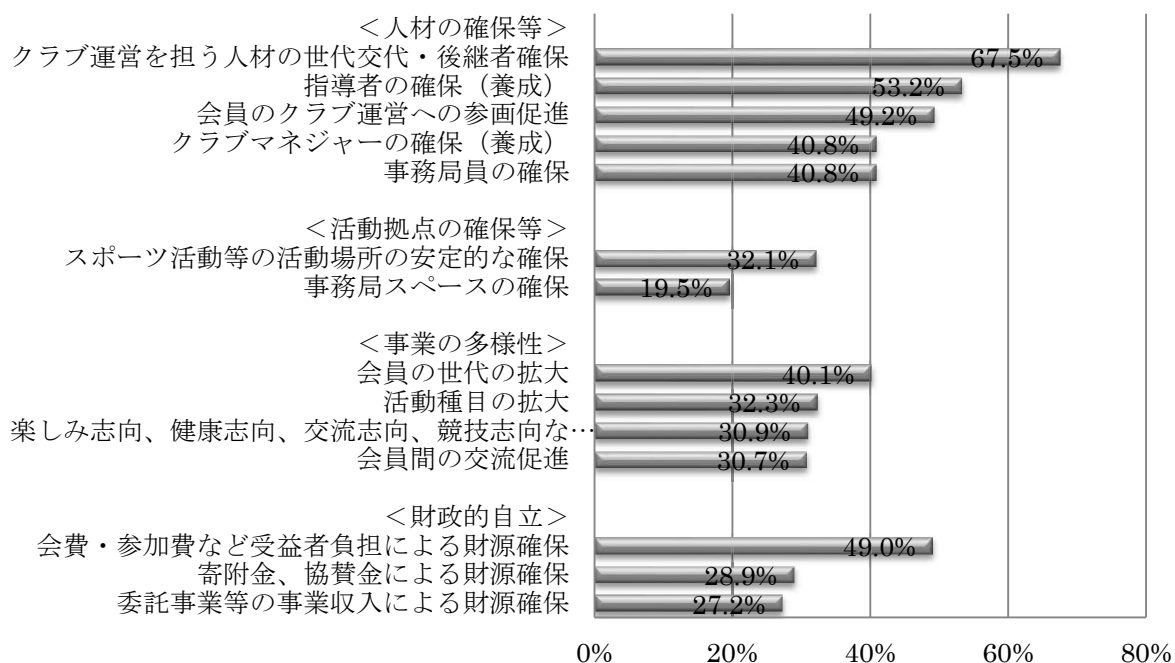
○スポーツ活動は、自らスポーツ活動へ参加（「するスポーツ」）することだけでなく、試合を観戦（「みるスポーツ」）したり、スポーツボランティア活動に参加（「ささえるスポーツ」）することも含まれています。

2 地域スポーツ推進拠点の整備

現状と課題

- 県政世論調査（2016（平成28）年）によると、スポーツを実施しなかった理由として、「機会がない」が33.8%となっており、スポーツ活動への参加機会の拡大を図るため、総合型クラブや地域スポーツクラブなど、県民が身近な地域で主体的にスポーツ活動に参加できる地域スポーツ推進拠点の設立促進と質的充実を図ることが必要です。
- 県内の総合型クラブ（設立済み及び設立準備中のクラブ数の計）は58クラブ（2018（平成30）年9月末現在）となっており、県内全19市町で総合型クラブが育成されています。しかし、それぞれの地域で育成状況が異なっており、身近な地域でスポーツ環境を整備する観点からは、今後、更なる設置数の拡大を図っていくことが必要です。
- 設立済みの総合型クラブの半数以上は、自立し、安定した運営を継続していく上で、「クラブ運営を担う人材の確保」や「財源の確保」、「指導者の確保」に課題があると考えており、クラブの安定的な運営や活動の充実等に係る支援が必要です。

<総合型クラブの課題>



出展：H28 総合型クラブに関する実態調査（スポーツ庁）

- 本県では、スポーツ少年団への加入率が全国でも上位となっているなど、スポーツ少年団は地域における子どものスポーツ活動の場として重要な役割を担っていますが、近年、少子化等による団員数の減少や指導者の高齢化等、様々な課題も生じており、こうした環境の変化を踏まえ、スポーツ少年団活動の活性化を図る必要があります。

取組の方向

総合型クラブの設立促進

- 市町や公益財団法人山口県体育協会（以下「県体育協会」という。）等と連携を図りながら、地域におけるスポーツ推進の拠点となる総合型クラブの設立を支援します。
- 総合型クラブの設立・運営のキーパーソンとなるクラブマネジャーの養成や育成を図るため、スポーツ関係団体や先進的な総合型クラブと連携して、実践的なクラブマネジメント研修会の開催に努めます。



[クラブマネジメント研修会の様子]

総合型クラブの質的充実

- 総合型クラブの活動の活性化を図るため、県内3か所に「生涯スポーツ推進センター」を設置し、スポーツ情報の提供を行うとともに、県民のスポーツに関する相談等に適切に対応するなど、県民のスポーツ活動実施に向けた支援の充実を図ります。
- 生涯スポーツ推進センターに、専任指導者であるスポーツコンシェルジュを配置し、総合型クラブへの巡回指導等を通じ、県民のスポーツ活動への参加促進に向けたイベントの開催支援を行うなど、その育成や企画・運営を支援します。
- 広域的な連携を促進するため、生涯スポーツ推進センターが、総合型地域スポーツクラブ山口県連絡協議会と連携しながら、総合型クラブ間の情報交換や地域のスポーツクラブとの交流会等の事業を企画・実施します。

○総合型クラブをはじめとする地域スポーツクラブが、住民の多様なニーズに応じ、充実した活動を実施することができるよう、専門的なスポーツ指導者の派遣等の支援を行います。

○総合型クラブが学校の運動部活動と連携した活動を実施するなど、総合型クラブと学校が連携・協働した取組を推進します。



[巡回指導の様子]



[総合型クラブの活動の様子]

スポーツ少年団活動の充実

○多くの子どもたちが、地域に根ざしたスポーツ少年団活動を通じて、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を身につけることができるよう、県体育協会と連携してスポーツ少年団活動の充実に努めます。

○子どものスポーツ活動への参加の促進や指導者の資質向上を図るため、スポーツ少年団等が開催するスポーツ教室・行事等へ専門的なスポーツ指導者を派遣します。



[ジュニアリーダーズスクールの様子]



[スポーツ教室の様子]

3 健康及び体力の保持増進

現状と課題

- 一人でも多くの県民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、ウォーキング等の実践など、手軽にできるスポーツ活動の普及・啓発を継続していくとともに、運動をしやすい環境の整備が必要です。
- 現代人は身体活動量が低下しており、肥満や生活習慣病の発症予防の観点からも、働き盛りの青年期から壮年期に対して日常生活における生活活動を増やすことについて積極的に働きかけ、習慣化を促すことが必要です。
- 介護予防の視点からも、加齢に伴う体力、運動能力の低下を防止するため、社会生活に必要な運動機能の維持・向上を図るなど、壮年期からのロコモティブシンドローム（運動器症候群）に着目した対策を積極的に進める必要があります。

取組の方向

- 健康及び体力づくりが継続的に実践されるよう、日常的に行うことのできる運動の種類、身近なスポーツ活動等について、学校、地域、職域等と連携しながら、性別やライフステージに応じた情報提供の充実に努めます。
- 生活習慣病予防対策や特定健診・特定保健指導に関連する施策・事業に取り組むとともに、歩数の増加や運動習慣の定着に向けた支援として、インセンティブの付与や楽しく取り組めるアプリ等の活用をすすめ、また、企業による組織的な従業員への健康増進の取組を促進します。
- 高齢期においても社会生活に必要な運動機能を維持し、健康寿命の延伸を目指すため、壮年期からのロコモティブシンドロームに関心をもち、幅広い予防対策に取り組めるよう、地域・職域における指導者の育成・支援を行います。



[高齢者が参加したスポーツイベントの様子]

4 障害者スポーツの推進

現状と課題

- 障害者スポーツを推進することは、障害のある人のスポーツ参加を促し、自立や社会参加の促進にもつながります。また、これらを通じて障害のある人に対する社会の理解が一層深まり、共生社会実現への一助となることも期待されます。
- 東京2020パラリンピックに向けて、本県の障害者スポーツへの機運醸成を図るとともに、障害のある人のスポーツ活動がより推進されるよう、「山を高く（トップアスリート育成）」、「裾野を広く（普及促進）」の両面を目指した環境整備と一層の支援を推進していく必要があります。

取組の方向

- 障害者スポーツ推進の中核的役割を担う団体である公益社団法人山口県障害者スポーツ協会と連携し、指導者やボランティアの養成、障害者スポーツ団体の育成を図り、障害のある人がスポーツに参加しやすい環境整備を促進します。
- 障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の特性や程度に応じ必要な配慮を受けながら、身近な地域で一人ひとりが自分にあった活動の場を自由に選択し、気軽に取り組める環境づくりを推進します。
- キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）への参加資格拡大や、競技種目の追加等により、幅広い年代の障害のある人が参加できるよう取組を推進します。
- 障害のある人もない人も共に障害者スポーツを体験して交流する「あいサポートスポーツフェスティバル」等の大会やスポーツ教室を開催し、交流を通じた障害や障害のある人への理解が深まる機会の拡大を図ります。
- パラリンピックやデフリンピック、その他国際大会への出場を目指す障害者アスリートに対し、企業・県民・県が一体となって支援する「やまぐちパラアスリート育成ファンド」の運営などを通じて、トップアスリートの育成強化を図ります。



[あいサポートスポーツフェスティバルの様子]



[陸上競技の様子]

基本方針Ⅱ 競技水準の向上

【将来像】

本県出身の選手が、世界あるいは全国規模の大会で活躍し、県民に夢や感動を与えています。また、活躍した選手が指導者として本県の競技力向上を担い、更なる競技水準の向上や競技人口の拡大が図られており、スポーツ界の好循環が生まれています。

【目標】

項目	現状値	目標値（2022）
◇国民体育大会総合成績	40位 (2017)	10位台の 回復・定着
◇主要競技大会入賞種目数 (国体、インターハイ、全中大会等)	88種目 (2017)	120種目

1 スポーツ選手・指導者の計画的な育成・強化

現状と課題

○本県では、2011（平成23）年に開催した第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」において、チームやまぐちとして一丸となって競技力向上対策に取り組んだ結果、総合優勝を果たすなど、本県の競技力向上に大きな成果を上げました。



[世界の檯舞台で活躍する選手]

○しかし、「おいでませ！山口国体」以降、国民体育大会総合成績は低下傾向であり、現在の競技スポーツの水準は、総じて高い水準にあるとは言えない状況にあります。

○こうした中、競技水準の向上を図るためには、有望なジュニアアスリートの早期発掘を進め、一貫した育成強化体制の充実や指導者の資質向上、スポーツ医・科学サポート体制の充実により、長期的・計画的に選手の育成・強化を図ることが必要です。

取組の方向

育成・強化体制の充実

○競技力向上の中核的組織である競技力向上対策委員会を中心に、県体育協会、競技団体、学校体育の関係団体等との更なる連携により、ジュニア期からの計画的な選手の育成・強化を図るとともに、本県の競技特性や競技団体の組織体制に応じた中・長期的な支援を行います。

次世代アスリートの発掘・育成

○多くの子ども達が挑戦したい競技や適性にあった競技を見つけ、高いレベルでスポーツに取り組めるよう、ジュニア世代を対象にした多競技種目を経験させるプログラムや、日本スポーツ振興センターや日本オリンピック委員会等と連携した、競技を特化した専門的なプログラムを実施する等、本県の将来を担う有望なアスリートを早期に発掘し、育成するタレント発掘事業を推進します。

長期的・計画的な選手育成・強化

○ジュニアの競技スポーツクラブに対する支援や強化拠点校の指定による強化、アスリートの合宿、遠征等の強化活動への支援など、本県独自のトップアスリートの発掘・育成体制の充実を図り、長期的・計画的な選手育成・強化を行います。

指導者の養成及び資質向上

○指導者の資質向上のため、県体育協会や競技団体、学校体育の関係団体等と連携し、高度な専門的知識・指導技術の習得や指導者としての倫理・社会規範に関する意識の啓発を図るための研修会・講習会を開催するとともに、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格等の取得を支援します。

循環型指導者育成スタイルの確立

○豊かな競技経験や知識を有する選手が、将来、本県の指導者として活躍し、次代を担う少年選手に経験や知識を還元できるよう、指導者の育成スタイルを確立します。

○本県のスポーツをリードする競技活動を支援するため、全国から招へいしたトップクラスの選手・指導者等の活用に努めます。

2 競技環境の整備

現状と課題

- 本県の選手・チームが国民体育大会等の全国レベルの大会で活躍するためには、全国トップレベルにある高校運動部や企業・大学等のチームの強化や、競技特性や地域とのつながりを活かしてトップレベルを目指す拠点となる高校運動部の育成が重要です。このため、これらの運動部等の日常的な練習における質の高い競技環境を整備し、総合的に支援していくことが必要です。
- また、生活基盤の安定化やセカンドキャリア形成のための支援により、選手や指導者が安心して活動できる環境を整備し、県内外の優秀な選手・指導者の確保・定着を進めることが必要です。

取組の方向

強化（育成）活動の充実

- 競技力の強化や育成の拠点となる高校運動部を指定し、日常的な練習への外部指導者の派遣や合同練習・県外遠征等の充実を図るとともに、中学校・高等学校の一貫した強化体制を構築します。
- 各競技の主軸となる競技力を有する企業・大学のチームやクラブチームをトップスポーツクラブとして指定し、競技力の向上や、全国リーグ等への加盟を支援します。
- 各競技の強化・育成の拠点となる学校に、継続して高い指導力を有する人材を配置するなど、指導者の適正配置に努めます。
- 全国レベルの大会への出場やオリンピック等の世界大会を視野に入れ、ジュニアの強化に向けたスポーツ環境の充実・活性化等に努めます。



[クラブチームの試合の様子]



[全国レベルの大会での選手の活躍]

支援体制の充実

- 選手のケガを防止するとともに競技会で実力が発揮できるよう、国民体育大会等の事前のコンディショニングチェックや、学校運動部、スポーツ少年団等を対象とした体力測定等を実施するなど、適切なトレーニング方法・栄養管理等の支援体制の充実を図ります。
- 本県出身の選手をはじめとする競技力の向上に寄与できる優秀な人材が、本県で選手や指導者として活躍できるよう、県内企業への雇用促進や就職に向けた資格取得など、関係機関等と連携して条件整備に努め、優秀な選手・指導者の県内定着を促進します。
- 競技力の向上を図るため、高校運動部や企業・団体等のチームへの県立のスポーツ施設の優先的な使用に努めます。

3 スポーツ医・科学の活用**現状と課題**

- 2006（平成18）年度に「やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター」を設置し、定期的な体力測定やメンタル、フィジカル及び栄養面の専門家による巡回指導、試合の情報分析等のスポーツ医・科学分野のサポートにより、競技力の向上に取り組んできました。
- 今後の本県の競技力向上及び生涯スポーツの推進に向けて、国の関係機関との連携を更に強化し、ドーピング防止活動の推進を含め、スポーツ医・科学の効果的・効率的な活用が進むよう、総合的なサポート体制の充実を図ることが必要です。

取組の方向**総合的なサポート体制の充実**

- 選手が能力を最大限に発揮できるよう、スポーツ医・科学分野の専門家（スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、スポーツメンタルトレーニング指導士等）のサポート体制を充実し、競技力向上のための総合的な指導が行われるよう努めます。

- 国民体育大会等で活躍が期待される選手やチームに対し、様々なデータの活用やメンタル・フィジカル面の巡回指導、発達段階に応じた栄養・食事指導やドーピングの防止など、多面的な支援を実施するとともに、競技団体や学校体育団体等が実施するスポーツ医・科学に関する研修会・講習会の開催等の取組を支援します。
- 優れた運動能力をもった子どもたちが、自分に最適な競技に取り組めるよう、選手を早期に発掘し、発育発達に応じて運動の基礎となる身体能力を向上させ、優秀な選手として育成していくための体制の充実を図ります。
- スポーツドクターやアスレティックトレーナー等と連携し、選手のスポーツ医・科学に関するデータ等を収集・分析し、指導者や選手等にフィードバックするとともに、トレーニング科学に関する最新の知見や情報をもとに効果的なトレーニング方法を考案し提供するなど、オリンピック等の国際大会で活躍できる選手の輩出に向けた科学的サポートを強化します。



[メンタルトレーニングの様子]



[ジュニアアスリートの育成の様子]

4 クリーンでフェアなスポーツの推進

現状と課題

- 近年、選手等による違法賭博や違法薬物の使用等の不正行為、競技団体での不正経理、指導者等による暴力やハラスメント等の問題が発生しており、選手や指導者はもとより、競技団体関係者等の幅広い層に対する教育・研修・啓発活動の充実が必要です。

取組の方向

スポーツ・インテグリティの向上

- 国がスポーツ団体と連携して作成する、フェアプレーの精神、競技団体及び選手等が注意すべき事項等に関するガイドブック等を活用し、選手、指導者及び競技団体等に対する各種研修や会議において倫理観や規範意識の醸成を図り、スポーツ・インテグリティの向上を推進します。
- 選手、指導者等による不正行為の防止に向けて、コンプライアンスの推進や体罰、ハラスメントの防止に関する指導について、各種研修や会議を通じて継続的に指導・啓発を推進します。

健全な競技団体等の組織運営の促進

- 競技団体等における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や補助金の適性な執行に係る研修等を通じ、関係法規を遵守した健全な競技団体の組織運営を促進します。

ドーピング防止の啓発

- 日本アンチドーピング機構（JADA）やスポーツドクター、スポーツファーマシストと連携し、ドーピング防止に関する研修会を開催するなど、ドーピング防止に関する啓発活動に取り組みます。
- 国民体育大会等に出場する選手や指導者等に対する最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供や研修のほか、学校における指導を推進することにより、一層のドーピング防止活動に取り組みます。

基本方針Ⅲ 人材の育成

【将来像】

将来を担う子どもたちが、学校・家庭・地域の連携による的確な指導のもと、生活習慣について正しい知識を持ち、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、成長しています。また、多くの地域で年齢・職業・性別等に関わらず、多くの県民がスポーツを支える活動を行っています。

【目 標】

項 目	現状値	目標値（2022）
◇「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか。」に対する「好き」と回答した児童（小学校5年生）の割合	男子 74.7% 女子 57.8% (2017)	増加させる
◇地域指導者研修会等受講者数 (延数：生涯スポーツ推進センター実施)	1,326人 (2017)	3,000人

1 将来を担う人材の育成

(1) 子どもの体力向上・豊かな人間性のかん養

現状と課題

- 本県の子どもの体力は、2004（平成16）年度以降、向上傾向にあるものの、体力水準が最も高かった1985（昭和60）年頃の水準に達していません。このため、子どもが外遊びやスポーツで十分に体を動かし、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる場の充実等を通じて、より積極的にスポーツに取り組む態度を育成することが必要です。
- 体を動かすことを通じて、子どもたちの心身の健全な成長を促すためには、幼少期からスポーツに親しむことが重要です。このため、本県において子どもたちがスポーツを経験する上で重要な役割を果たしているスポーツ少年団活動の充実を図り、子どもたちがスポーツに親しむ機会の確保・充実を進めることが必要です。

取組の方向

- 本県の子どもの体力等の状況を把握し、幼児期も含めた運動習慣の定着と体力向上を図っていくために、スポーツ医・科学の知見を有する専門家等と連携し、課題解決に向けた取組の検証等を行うなど、組織的な取組を推進します。
- 地域で子どもが運動する機会の充実・確保を図るため、子どもを対象としたスポーツ教室等へ指導者を派遣するなど、総合型クラブやスポーツ少年団の活動を支援します。
- 家庭や地域で大人と子ども、子ども同士が楽しく運動に取り組めるよう、県レクリエーション協会等と連携を図り、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実に努めます。また、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、山口県キャンプ協会等の関係団体と連携を図り、学校や青少年教育施設等における野外活動の機会の充実に努めます。
- スポーツ少年団活動の活性化や指導者の養成・資質の向上等を通じて、子どもたちがスポーツに親しみ、運動の基礎動作を身に付ける機会の充実・確保を図り、併せて、公正さや規律を尊ぶ態度や克己心を養うなど、心身の健全な育成を図ります。



[スポーツ少年団の活動の様子]

(2) 学校体育の充実**現状と課題**

- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむためには、体育の授業や運動部活動等を通じて、スポーツの楽しさに触れることや、自分に合ったスポーツを見つけ出すことが重要です。このため、子どもの実態を踏まえた取組を行うことができるよう、教員の指導力の向上や家庭・地域と一体となった取組等が必要です。

取組の方向

- 全ての子どもが運動の楽しさを味わい、自分に合ったスポーツを見つけることができるよう、体育・保健体育科授業の指導方法の工夫改善に向けた研修の充実等により、教員の更なる指導力の向上を図ります。
- 本県の子どもの体力等の状況を把握し、バランスのとれた体力の向上と運動習慣の定着を図っていくため、体力向上プログラムの実施や運動・遊び等の活動機会の確保など、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進します。
- 運動部活動の質的向上を図るため、部活動指導員の配置による指導体制の充実を図るとともに、関係団体と連携した研修会の開催等により部活動指導者の効率的・効果的な指導方法についての理解や実践力を高める取組を推進します。

2 スポーツを支える人材の育成**現状と課題**

- 地域住民のニーズに応じたスポーツ活動が楽しく安全に、また効果的に行われるよう、地域のスポーツ指導者やクラブマネージャー等の多様な人材を育成し、有効に活用していくことが必要です。
- 地域におけるスポーツ推進の中核的役割を担うスポーツ推進委員の活動の活性化や、県民が継続的・積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

取組の方向**地域のスポーツ人材の育成**

- 住民が地域において気軽にスポーツに取り組めるよう、地域のスポーツを推進する指導者の養成講習会等を計画的に開催するなど、多様な人材の育成を図ります。
- スポーツ関係団体や総合型クラブ等と連携を図りながら、不足している女性指導者の養成やスタッフの配置を進めるなど、男女を問わずスポーツ活動へ参画しやすい環境の充実を図ります。

- 地域のスポーツ推進に係る連絡調整を担うスポーツ推進委員の資質の向上を図るとともに、スポーツ指導者やスポーツボランティアとスポーツ推進委員の連携・協働を促進するため、山口県スポーツ推進委員協議会による講習会の開催等、活動の活性化に向けた取組を支援します。



[スポーツ推進委員研修会の様子]



[スポーツボランティア活動の様子]

- 東京2020大会をはじめとした世界大会等の開催を契機とし、スポーツボランティア活動への参加気運の醸成を図るとともに、市町と連携を図りながら、県民のスポーツボランティア活動への主体的・積極的な参加を促進します。また、ホームページ等を通じて、スポーツボランティアの活動情報を提供します。

- 次世代のスポーツボランティア人材を育成するため、学校や大学と連携し、若者がスポーツボランティアの体験をする機会を設けること等により、スポーツボランティア活動の普及啓発を図ります。



[学生のボランティア活動の様子]

顕彰

- スポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで優秀な成績を収めた選手、スポーツの普及・発展に尽力し、又は地域におけるスポーツの振興に顕著な功績のあった個人・団体を表彰します。



[表彰式の様子]

基本方針Ⅳ

交流人口の拡大と地域の活性化

【将来像】

地域の様々な資源や特性、スポーツの持つ多様な力を活用した交流が進み、それぞれの地域で活力に満ちたまちづくりの取組が行われています。

【目 標】

項 目	現状値	目標値 (2022)
◇「我がまちスポーツ」の取組への参加者数	92,800人 (2017)	120,000人
◇サイクルイベント参加者数(年間)	9,600人 (2017)	30,000人

1 スポーツを通じた交流人口の拡大と地域の活性化

現状と課題

○東京 2020 大会をはじめとした世界大会等の開催を契機として、スポーツへの関心がこれまでにない大きな高まりをみせています。これを県政振興の好機ととらえ、スポーツ・ツーリズムなど、観光交流施策等との一体的な推進を図ることにより、本県のスポーツ振興はもちろんのこと、交流人口の拡大や地域の活性化に結び付けていくことが重要です。

取組の方向

- スポーツと観光が連携した特色ある地域づくりを進めるため、大規模大会やスポーツ合宿等の誘致と地域の多彩な観光資源を結びつけたスポーツ・ツーリズムを促進します。
- 美しい景観や歴史・旧跡、整備された道路ネットワークなどの本県の強み・特色を活かし、シンボルイベントの開催や快適なサイクルスポーツ環境の整備、ツアールート造成等、「サイクル県やまぐち」の取組を推進し、交流人口の拡大を促進します。



[国内最高峰のレースの開催]



[観光地を巡るサイクリング]

- 東京2020大会をはじめとした世界大会等の開催を契機とし、キャンプ地誘致やトップアスリートとの交流等を促進します。また、キャンプ相手国との継続的な交流や交流分野の拡大など、大会成果の継承・発展に向けた取組を促進します。



[キャンプの様子]

- レノファ山口FCやACT SAIKYOなど、県内を拠点に活躍するトップスポーツクラブと連携を図りながら、トップチームの招聘による交流戦やアスリートとの交流イベントの開催など、スポーツの振興、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取組を推進します。また、観戦に訪れた関係者やサポーター等を県内周遊に結び付ける取組を推進します。



[トップリーグの試合会場の様子]

- スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図るため、市町が実施する「我がまちスポーツ」の取組を支援するなど、「する」「みる」「ささえる」様々な立場からのスポーツ参画人口の拡大に向けた取組を促進します。



[我がまちスポーツの取組の様子]

- 新分野スポーツ（BMX等）も含めた大規模スポーツ大会の誘致や観光施策と一体となった交流促進施策を推進するとともに、スポーツ資源を活用した新たなMICE誘致に取り組みます。



[BMX競技の様子]

2 施設や設備の充実と利用促進

現状と課題

- 「おいでませ！山口国体・山口大会」の開催を契機として、県内各地のスポーツ施設の整備が進みました。今後は、これらの施設等をより効果的・効率的に活用していくため、施設環境の充実や利用促進に取り組んでいく必要があります。
- 地域住民の多様なスポーツニーズに幅広く対応するためには、学校体育施設を含む地域の公共施設を積極的に開放し、利用促進を図る必要があります。

取組の方向

- 県民のスポーツニーズに適切に応え、県民が気軽に安全にスポーツ施設等を利用できるよう、施設環境の整備・充実に努めます。



〔維新百年記念公園〕
（陸上競技場）



〔山口きらら博記念公園〕
（水泳プール）



〔山口県立下関武道館〕
（大道場）

- 公共施設の利活用を一層進めるため、「施設予約システム」での施設の利用状況の提供や、「スポーツ情報ナビ」によるスポーツ大会等の各種スポーツ情報の提供に努めます。
- 休日等に、グラウンドや体育館などの学校体育施設を、地域の住民が利用しやすくするために、県・市町・学校・地域が連携して、施設の利用調整などが進むよう取り組みます。
- 県内の大学や企業等が所有しているスポーツ施設を地域住民が広く活用できるよう、大学や企業等と連携して、休業日等における施設の利用促進に取り組みます。
- スポーツ施設の利用促進を図るため、「我がまちスポーツ」をはじめとした、地域の特性を活かしたスポーツ大会やトップアスリートによるスポーツ教室・交流イベントなど、魅力ある多彩なイベントの開催を促進します。

▶▶▶ 主な県立スポーツ施設

< 維新百年記念公園（山口市） >

陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、
球技場、ラグビー・サッカー場、アリーナ、
武道館、弓道場 外



< 山口きらら博記念公園（山口市） >

多目的ドーム、水泳プール、サッカー・ラ
グビー場、スポーツ広場、多目的広場 外



< 萩ウェルネスパーク（萩市） >

野球場、多目的広場、多目的体育館、
弓道場 外



< 山口県立下関武道館（下関市） >

大道場、柔道場、剣道場、弓道場、
相撲場 外



< 山口県立おのだサッカー交流公園（山陽小野田市） >

サッカー場、多目的スポーツ広場 外



< 山口県スポーツ交流村（光市） >

ヨットハーバー、プール、体育館、
宿泊施設 外



3 県民運動の推進

現状と課題

○県民が生涯にわたってその関心及び適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会を実現するためには、県民一人ひとりが、スポーツが地域社会において果たす役割について理解を深めるとともに、地域におけるスポーツ活動へ主体的に参加することができる環境づくりを進めることが必要であり、それらを促進するための県民運動を効果的に展開していくことが重要です。

取組の方向

○すべての県民が、生涯にわたってそれぞれの関心や適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域や関係団体、学校、事業所、行政等の様々な関係機関・団体が連携を図りながら、以下の活動への主体的な取組と相互の連携・協働を進めることにより、県民運動として、県民のスポーツ活動への参加を促進します。

- (ア) スポーツに関する県民の理解と関心を深めるため、スポーツの推進に関する施策等について、幅広い分野でのネットワークを活用した効果的な情報発信を行います。
- (イ) 県民のスポーツ活動への参加意欲を高めるため、誰もが気軽に自発的にスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動に参加できる環境の充実を図ります。
- (ウ) スポーツを通じた地域づくりを促進するため、地域の特性を活かしたスポーツ活動への積極的な支援・協力を努めます。

県民運動の推進に向けた取組について

県民運動スローガン

～スポーツで創ろう みんなの元気 山口県～

- 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けて、「おいでませ！山口国体・山口大会」の成果を活用しながら、県民のスポーツ活動への自主的・積極的な参画を促進する県民運動のスローガン



第5章 計画の推進体制

1 スポーツ施策の全庁的な推進

この計画は、推進条例の理念に沿って、幅広い視点から今後のスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項を定めています。

このため、計画の推進に当たっては、庁内関係部局等と連携を図りながら、施策の進捗状況の点検・評価や諸課題の調整等を行うなど、全庁を挙げた着実な推進に努めます。

2 県民運動の推進

スポーツを通じて、健やかで心豊かな県民生活や活力ある地域社会の実現を図っていくためには、県民一人ひとりのスポーツ活動への理解と参画が重要です。

このため、地域や学校、事業所、行政など、関係機関・団体が連携を図りながら、スポーツ活動への県民の自主的な参加が促進されるよう、県民運動を推進します。

3 市町との連携による推進

市町においては、人材や施設などの地域の資源や、自然環境、歴史・伝統等の地域の特性を活かしながら、地域の実情に沿ったスポーツの推進を図るとともにスポーツの推進を通じたまちづくりを進めることが重要です。

このため、県と市町がそれぞれの役割を十分踏まえながら、県が必要に応じて市町のスポーツ推進の取組に対し支援・助言を行うなど、緊密な連携・協力のもとで計画の推進を図ります。

4 スポーツ関係団体との連携

県内には、多くのスポーツ関係団体が存在しており、それぞれの目的に沿って自主的な活動を行っています。

このため、県はその自主性を重視しつつ、スポーツ関係団体が持つスポーツの普及や競技水準の向上に果たす役割を踏まえながら連携・協力体制を強化するとともに、必要に応じてスポーツ関係団体の実施する取組を支援します。

參 考 資 料

用語解説

あ行

○アスレティックトレーナー

スポーツ選手が、より良いコンディションで競技に望めるように指導・育成し、ケガ等の障害を予防するようアドバイスし、選手をサポートする専門家

か行

○競技力向上対策委員会

本県競技力の向上とスポーツ推進を図るため、県と県体育協会が共同で設置した委員会

○共生社会

障害のある人も、ない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会

○クラブマネジャー

事業体としての総合型クラブ全体の経理管理（マネジメント）を行う立場にある人

さ行

○サイクル県やまぐち Project

美しい景観や整備された道路網など、本県の特性を活かし、「誰もが」「県内各地で」「四季を通じて」サイクルスポーツを「快適に」楽しむことができる県を目指して推進するプロジェクト

○生涯スポーツ推進センター

生涯スポーツの推進に向けた県民のスポーツ活動への参加を支援するため、県内3箇所（東部：ゆうスポーツクラブ、県央部：県体育協会、西部：菊川スポーツクラブ）に設置されたセンター

○スポーツ医・科学

スポーツや運動について研究する医・科学のこと。体力の限界に挑む競技と健康維持のための運動が研究対象で、医学、生理学、心理学、トレーニング科学等の学際的な学問分野

○スポーツ・インテグリティ

“インテグリティ”とは、「誠実性・健全性・高潔性」を意味する。スポーツにおける「インテグリティ」とは、ドーピングや八百長、スポーツ指導における暴力、ハラスメント、差別、ガバナンスの欠如などの不正がない状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することによる実現されるものとして、国際的に重要視されている概念

○スポーツ栄養士

スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高めるための栄養教育や、食事環境の整備に関する支援等、栄養サポートを行う栄養士

○スポーツコンシェルジュ

日本スポーツ協会公認の「アシスタントマネジャー」資格を有するなど、スポーツの専門的な知識を持ち、生涯スポーツ推進センターの業務を担う人

○スポーツ推進委員

市町におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う人

○スポーツ・ツーリズム

スポーツのイベントやレジャーを観光資源として活用すること。スポーツ観光とも言われる。

○スポーツドクター

スポーツによって発生する障害の予防と治療に携わるとともに、選手やスポーツ指導者にトレーニングのあり方等についてアドバイスを行うスポーツ専門医

○スポーツファーマシスト

最新のアンチ・ドーピング規則に関する情報・知識を持ち、アスリート等に対して薬の正しい使い方の指導などを行う専門家。薬剤師の資格を持ち、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が定める所定の課程を修め認定される。

○スポーツメンタルトレーニング指導士

競技力向上のため、心理的スキルを中心にした指導や相談を行う学識と技能を有する専門家で、心理スキルトレーニングを中心としたメンタルトレーニングによってスポーツ選手への心理サポートを提供する人

○スポーツ・レクリエーション活動

スポーツとして行われるレクリエーション活動のこと。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のための行われる活動として、スポーツ基本法第24条に位置付けられる。

○総合型地域スポーツクラブ

地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までがそれぞれの好みに応じたスポーツを行うことができるよう、複数の種目を楽しむことができる総合的なスポーツクラブ

○総合型地域スポーツクラブ山口県連絡協議会

総合型クラブの主体的・有機的なネットワーク化を図り、総合型クラブの定着・発展を促進するために設立された協議会

た行**○地域スポーツクラブ**

総合型クラブをはじめ、単一種目、単一代での活動を中心に行っている少年サッカーチームやママさんハレーボールチームなどのスポーツクラブを含めた地域のスポーツクラブ

○トップスポーツクラブ

本県を拠点に活動する全国トップレベルのリーグに所属するスポーツクラブ

な行

○日本スポーツ振興センター（JSC）

我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための独立行政法人

○日本アンチ・ドーピング機構（JADA）

国際オリンピック委員会（IOC）や世界アンチ・ドーピング機関（WADA）、各国の国内オリンピック委員会（NOC）等のドーピング・コントロール機関と連携して、競技者の人権及び健康に配慮しながら、ドーピング検査や教育・啓蒙活動、情報管理・提供、調査・研究等を行い、国内のアンチ・ドーピング活動を推進する公益財団法人

や行

○やまぐちパラアスリート育成ファンド

世界を目指し活動している障害者アスリートを支援するため、企業、県民から寄付を募り、県費とあわせてファンドを組成するとともに、これを活用して選手の海外遠征や競技用具の購入費、その他競技力向上のための経費を助成

○山口県スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員相互の連絡・連携を密にし、本県における生涯スポーツの推進に寄与することを目的に設置された協議会

ろ行

○ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

加齢に伴う骨、関節、筋肉等の運動器の機能低下により、介護が必要になったり、寝たきりになったりする可能性の高い状態のこと。

英字

○M I C E（Meeting, incentive tour, convention/conference, exhibition/event）

多くの集客が見込まれ、経済効果の大きいイベントやそれを開催するための大型施設のこと。

(資料 1)

山口県スポーツ推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策（第七条—第二十条）

附則

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等に資するとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することにより、地域の活性化にも重要な役割を果たしており、今日、県民共通の文化として県民生活の向上や地域社会の健全な発展に不可欠なものとなっている。

こうした中、山口県においては、全ての県民がスポーツをする、観(み)る、又は支える立場から参加したおいでませ！山口国体及びおいでませ！山口大会を契機として、スポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、選手の指導体制の整備による競技力の向上、地域に根差したスポーツに関する取組の普及、スポーツ施設の充実等、今後のスポーツの推進のための重要な基盤を得た。

この成果を次代に引き継ぎ、山口県の貴重な財産として活用し、健康で活力に満ちた県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、将来にわたり、各々の関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することを通じて、健やかで心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、並びに県及びスポーツ団体の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその関心及び適性等に応じてスポーツに親しむことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、山口県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

- 3 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の心身の健康の増進と豊かな人間性の涵養のため特に重要であるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。
- 4 スポーツは、障害者の自立及び社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 5 スポーツは、これを通じて県民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

（県の責務）

- 第三条 県は、前条に規定するスポーツの推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等との連携を促進するよう努めるものとする。
 - 3 県は、地域の振興に関する施策と連携してスポーツの推進を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

（市町との連携）

- 第四条 県は、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。
- 2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（スポーツ団体の責務）

- 第五条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

- 第六条 県民及び事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的なスポーツの発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、スポーツの推進に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策

(推進計画)

第七条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(生涯スポーツの推進)

第八条 県は、県民が生涯にわたってその関心又は適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域において住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）の活動の支援、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第九条 県は、競技水準の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツの指導者の確保及び養成、スポーツ選手の練習のための環境の整備、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年のスポーツ活動の充実)

第十条 県は、地域における青少年によるスポーツ活動の充実を図るため、学校、家庭及び地域の連携による青少年の体力の向上に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、学校教育におけるスポーツ活動の充実を図るため、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者スポーツの推進)

第十一条 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするため、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び体力の保持増進)

第十二条 県は、スポーツを通じた県民の健康及び体力の保持増進を図るため、運動の習慣の確立に向けた取組の促進、スポーツの指導者等に対する研修、スポーツにおける事故の防止に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十三条 県は、スポーツを通じて地域における世代間及び世代内の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域スポーツクラブへの参加の促進、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の促進)

第十四条 県は、県民が生涯にわたってその関心及び適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会の実現に向けた県民の自主的な活動（以下「県民運動」という。）の促進を図るため、県民運動に関する普及啓発、県民運動の推進に寄与する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等と連携し、県民運動を促進するための体制を整備するものとする。

(スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援)

第十五条 県は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ団体及び企業が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ推進月間)

第十六条 県民の間に広くスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、積極的にスポーツの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、スポーツ推進月間を設ける。

2 スポーツ推進月間は、毎年十月とする。

3 県は、スポーツ推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(人材の育成)

第十七条 県は、スポーツの推進を担う専門的な人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(施設の整備及び利用)

第十九条 県は、県民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県民にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する

(資料2)

山口県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第十号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として山口県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、二十一人以内の委員で組織する。

2 委員は、スポーツに関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総合企画部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会において必要な事項は、会長が定める。

山口県スポーツ推進審議会委員名簿

(平成30年10月1日現在)

分野	所属団体及び役職等	氏名
スポーツ総合	山口県立大学 名誉教授	青木 邦男
	山口県立大学 看護栄養学部 教授	弘津 公子
	山口大学 名誉教授	(会長) 岡村 豊太郎
	やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター 管理栄養士	中村 由佳里
	公益財団法人 山口県体育協会 専務理事	(副会長) 野村 雅史
生涯スポーツ	一般社団法人 山口県レクリエーション協会 理事	稲村 みどり
	菊川スポーツクラブ クラブマネジャー	井上 登代子
	下関市障害者スポーツセンター 体育指導員	有村 栄子
	山口県スポーツ推進委員協議会 会長	志賀 光法
成年スポーツ	山口県バレーボール協会 理事長	大下 浩司
	山口県なぎなた連盟 理事長	嶋田 信子
	山口県自転車競技連盟 会長	大和 孝義
	山口県バドミントン協会 副会長	久次 優
少年スポーツ	私立中高協会 校長部 会長	岩崎 稔生
	山口県スポーツ少年団指導者協議会 理事	大矢 弘子
	山口県中学校体育連盟 会長	時乘 順一郎
	山口県高等学校体育連盟 会長	鈴木 三郎
公募	徳山大学 女子柔道部 監督	近藤 優子

山口県スポーツ推進計画【改定版】

編集・発行 山口県観光スポーツ文化部 スポーツ推進課

〒 753-8501 山口市滝町 1 番 1 号

TEL 083-933-2435 FAX 083-933-2439

E-mail a11200@pref.yamaguchi.lg.jp
